

三重・外海・琴海地区が対象

地域イベントにおける駐車場対策などに補助金を活用しませんか。

長崎市北総合事務所管内（三重・外海・琴海地区）において住民の交流や賑わいの創出など、地域を元気にするイベントを開催している、または開催しようと考えている皆さま！イベント開催時の来場者用駐車場について、場所や警備員の確保にお困りではありませんか。

駐車場対策等に活用できる補助金があります。

裏面の要項をご覧になって、北総合事務所地域福祉課にご相談ください。

【相談窓口】

長崎市北総合事務所 地域福祉課

まちづくり担当

電話 095-814-3400

住所 長崎市琴海村松町 703-14

令和8年度 長崎市北総合事務所

地域イベント支援補助（地域活性化事業費補助金）募集要項

- 1 目的 地域のコミュニティ活動を促進するため、新たに始まった地域イベント（以下「事業」と言う。）に対し、安全対策及び周知に係る経費の助成を行う。これにより事業継続の支援、開催の円滑化や交流人口流入の促進と地域の活性化を図ることを目的とします。
- 2 対象経費 事業のうち、次に掲げる経費の全額。上限15万円。
 - (1) 警備員の配置
 - (2) イベント開催の周知（案内表示の作製・設置、チラシ作成等）
 - (3) 臨時駐車場の借上げ
 - (4) シャトルバスの運行または借上げ
- 3 補助額 三重、外海、琴海の3地区に区分し、各地区上限15万円（補助率100%）
- 4 募集期間 令和8年7月31日まで
ただし募集期間経過後、補助申請額が補助予算額に達していない場合は予算の範囲内で追加募集を行います。
- 5 交付決定 応募締め切り後概ね3週間後に結果を通知します。
（※交付決定日以前に支出した経費は補助対象外となります。）
- 6 申請書類
 - (1) 補助金等交付申請書（長崎市補助金等交付規則 第1号様式）
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 申請団体の規約、名簿
 - (5) 前年度決算書（今回が開催初年度の場合は不要）
- 7 対象事業 次の条件を全て満たす事業
 - (1) 令和2年度以降に始まった事業
 - (2) 当該区域の団体が連携・協力し実施する地域の活性化に資する事業
 - (3) 5に定める交付決定日から令和9年3月31日までの間に開催する事業

8 対象とならない事業

- (1) 国又は地方公共団体から他の制度による補助金等を受けて行う事業
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業
- (3) 専ら特定の企業又は個人の利益を追求するための事業
- (4) 公の秩序を乱し、又はそのおそれがある事業

9 申請窓口 北総合事務所地域福祉課、三重地域センター、外海地域センター、
琴海地域センター